

後期高齢者医療制度

一定以上の所得のある方（75歳以上の方など）の医療費の窓口負担割合が変わります

- 令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方（75歳以上の方など）は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 住民税非課税世帯の方は、基本的に1割負担です。

【制度見直しの背景や、負担を抑える配慮措置についての質問など問い合わせ先】

厚生労働省コールセンター（5月末まで） ☎0120-002-719

問い合わせ先：北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

町民課 後期高齢・医療給付グループ ☎82-2325

国民年金の加入

国民年金は日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業、農林漁業者、学生、無職の方などが加入する年金です。国民年金保険料は納付書による納付や口座振替、クレジットカードにより納付します。

令和4年度の保険料は、1カ月 16,590円です



日本年金機構

【加入手続き】

▶20歳になった方には、概ね2週間以内に国民年金に加入したことを知らせる各種通知が届き、基礎年金番号通知書が別途送付されてきます。

※令和4年4月以降、新たに年金制度に加入される方は、年金手帳に代わり基礎年金番号通知書が交付されます。

▶厚生年金の適用を受けていた方が60歳未満で退職したときは、年金手帳または基礎年金番号通知書と厚生年金資格喪失証明書を持参し、加入手続きをしてください。

※退職後、再就職に1日でも空白期間があれば加入手続きが必要になりますので注意してください。

▶第3号被保険者の方（厚生年金・共済年金に加入している方の健康保険の扶養となっている配偶者）が、所得要件などで扶養の資格を喪失し、自身が厚生年金・共済年金に加入しない場合は年金手帳または基礎年金番号通知書と資格喪失証明書を持参し、種別変更の手続きをしてください。

【免除申請】

国民年金保険料の納付が困難な場合は、所得に応じて保険料の免除申請制度があり、そのほかに学生納付特例や退職（失業者）などの免除申請制度がありますので相談してください。

問い合わせ先：町民課 国保・年金グループ ☎82-2325

日本年金機構 苫小牧年金事務所 ☎56-9002

児童の成長を手助けする制度

▼児童手当

【受給対象者】 中学生までの子どもを養育する保護者（公務員以外）※所得制限有り

【受給月】 6月・10月・2月の年3回

【受給額】

児童の区分	手当月額（子ども1人あたり）	所得制限対象者
3歳未満	15,000円	一律5,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）	
中学生	10,000円	

▼児童扶養手当

【受給対象者】 ひとり親家庭などで18歳を迎えた年度末までの子を養育する方 ※所得制限有り

【受給月】 5月・7月・9月・11月・1月・3月の年6回

【受給額】

児童の数	手当月額（満額支給）※4.4.1現在	手当月額（一部支給）※R4.4.1現在
1人	43,070円	43,060円～10,160円
2人	10,170円を加算	10,160円～5,090円を加算
3人以上	1人増えるごとに6,100円を加算	1人増えるごとに6,090円～3,050円を加算

問い合わせ先：子育て支援課 子育て支援グループ ☎85-2021